



平成 29 年 4 月 20 日

各 位

会社名 東 洋 炭 素 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小西 隆志
(コード番号 5310 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 堤 宏記
(TEL06-6472-5811)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 5 月 19 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 23,300 株
(3) 発行 価 額	1 株につき 1,661 円
(4) 発行 総 額	38,701,300 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く。）4 名 15,500 株 取締役を兼務しない執行役員 6 名 7,800 株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び福利厚生を図るとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成29年3月30日開催の第75期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額90百万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対し発行し又は処分する普通株式の総数は、年 50,000 株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立してい

ない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) となります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績及び計画、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計38,701,300円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式23,300株を付与することにいたしました。また、本制度は、中期経営計画等の対象期間として想定している3事業年度にわたる中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして導入いたしました。導入初年度である今回につきましては、3年を対象期間とする事業構造改革計画の2年目であることから、譲渡制限期間を2年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等10名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

平成29年5月19日～平成31年5月18日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずるいずれかの地位にあること。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずるいずれの地位からも、任期満了もしくは定年その他の正当な理由（ただし死亡による退任又は退職をした場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職をした場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数の株式数（単元未満株は切り捨て）とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意している。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議に

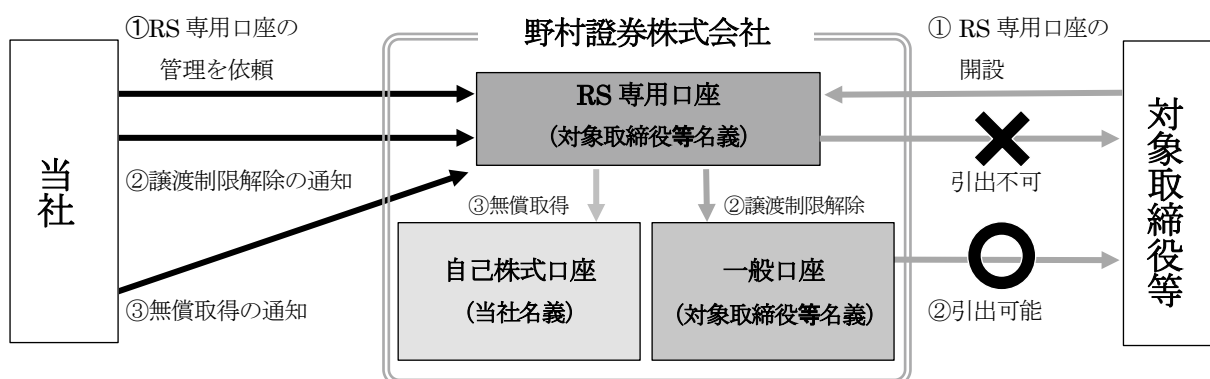
より、当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第76期及び第77期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年4月19日（取締役会決議日の直近営業日）の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である1,661円としております。なお、この価額は東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の直近1ヶ月（平成29年3月21日から平成29年4月19日まで）終値単純平均値である1,783円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲6.84%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、直近3ヶ月（平成29年1月20日から平成29年4月19日まで）終値単純平均値である1,870円からの乖離率▲11.18%、及び6ヶ月（平成28年10月20日から平成29年4月19日まで）終値単純平均値である1,798円からの乖離率▲7.62%となっております。

上記価額につき、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員は、特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しております。また、当社といたしましても、発行価額が取締役会決議日直前の市場株価であり、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上